

平成 27 年度習志野市総合防災訓練の実施方針（案）について

1. 習志野市総合防災訓練

（１）基本方針

総合防災訓練は、年に一度、関係機関や市民が一体となって訓練を行う機会であることから、「自助」、「共助」、「公助」相互の連携強化を図ることに重点を置いて実施する。この際、避難行動要支援者の名簿を活用し、避難支援等の訓練となるよう配慮して訓練を実施する。

（２）訓練項目・内容

訓練項目	実施内容
地域住民初動訓練 （会場：各地域）	地域住民が発災直後にとるべき行動の訓練を実施する。
避難所運営訓練 （会場：各避難所）	地域住民初動訓練の訓練実施後、避難所の開設・運営訓練を実施する。 避難所において、防災関係機関との連携訓練を併せて実施する。

（３）実施日

平成 27 年 9 月 27 日（日）

2. 総合防災訓練以外の個別訓練

総合防災訓練の他に、各種のマニュアルを活用した以下の実動訓練を実施し、引き続き各種対策の強化を図る。

- （１）水害対処訓練
- （２）職員安否確認訓練
- （３）災害対策本部運営訓練
- （４）各自治会・町会等の訓練